

茨木市仕事なんでも相談員に関する要綱

(目的)

第1 この要綱は、就職に向けての支援、労働条件や労使関係等の労働問題の改善及び労働福祉の増進を図るため、仕事なんでも相談員（以下「相談員」という。）に関し、茨木市会計年度任用職員の任用、勤務条件等に関する規則（令和2年茨木市規則第22号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(業務内容)

第2 相談員の業務は、次の各号に掲げる内容に対する指導助言及び関係機関との連絡調整並びに職業安定法（昭和22年法律第141号）第33条の4第1項に規定する無料の職業紹介事業に関することとする。

- (1) 就職のためのカウンセリングに関すること。
- (2) 求人情報の収集及び提供に関すること。
- (3) 職業訓練に関すること。
- (4) 労働条件や労使関係等の労働上の問題に関すること。
- (5) 広報誌への掲載記事の作成に関すること。

2 前項の規定にかかわらず、係争中事件に係る相談については、応じないものとする。

(資格)

第3 相談員は、就職支援・労働問題・労働福祉についての関係法令・制度等に精通し、業務に遂行できる労働行政の経験者及び有資格者並びにこれに準ずる者とする。

(任用期間)

第4 相談員の任用期間は、任用した日から当該年度の末日までとする。

(業務日時及び場所)

第5 相談員が業務を行う日、時間及び場所は、次のとおりとする。ただし、産業環境部商工労政課長の特別の指示があるときは、この限りでない。

業務日	週3日（火曜日、水曜日及び木曜日）
業務時間	午前9時30分から午後5時まで （休憩時間 正午から午後0時45分まで）
業務場所	茨木市役所商工労政課内相談室

(事務)

第6 相談員に関する事務は、産業環境部において行う。

(委任)

第7 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、昭和56年4月1日から実施する。

附 則

この要綱は、平成4年4月1日から実施する。

附 則

この要綱は、平成13年4月1日から実施する。

附 則

この要綱は、平成19年4月1日から実施する。

附 則

この要綱は、平成21年4月1日から実施する。

附 則

この要綱は、平成22年4月1日から実施する。

附 則

この要綱は、平成27年7月28日から実施する。

附 則

この要綱は、令和2年4月1日から実施する。